

自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父、母、子）について、精神的損害として、中間指針第五次追補が定める目安を踏まえた金額に加え、特に、原発事故当時、母が妊娠中であり、周囲の環境も整わない中、子への放射線被曝の恐怖や不安を抱えながら、原発事故から数日後に出産したことを踏まえ、一時金として10万円の増額が認められるとともに、生活費増加費用及び移動費用、避難費用、避難雑費並びに線量計購入費が損害として認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記記載の損害項目（記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

（平成23年）平成23年3月11日～同12月末日

- | | |
|----------------|-------|
| ・生活費増加費用及び移動費用 | 90万円 |
| ・精神的損害 | 60万円 |
| ・ガイガーカウンター購入費 | 9800円 |

（平成24年）平成24年1月1日～同3月末日

- | | |
|-----------|----------|
| ・帰宅費用 | 2万2544円 |
| ・二重生活の光熱費 | 9万円 |
| ・一時帰宅費用 | 2万0800円 |
| ・面会交通費 | 12万4800円 |
| ・避難雑費 | 6万円 |

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間について、和解金合計182万7944円の支払義務があることを認める。

3 既払い金

申立人らと被申立人は、被申立人が申立人らに対し、前項の和解金のうち金132万円を支払い済みであることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に

確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（または記名）押印の上、各自1通を保有する。

また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年8月9日

(仲介委員 秋定 和宏)